

平成30年(2018年)8月14日

各指定総合事業訪問介護事業所
各指定総合事業通所介護事業所
各指定総合事業訪問生活援助事業所
各指定居宅介護支援事業所

} 代表者 様

姫路市健康福祉局長寿社会支援部
地域包括支援課長

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について(通知)

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づき実施しておりますが、この度、その一部を下記のとおり改正し、介護サービスと同様に報酬単価の見直し等を行いますのでお知らせします。

つきましては、改正内容について御了知のうえ、事業の実施について特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 総合事業のサービスの単価改定 【平成30年10月1日から】

ア 総合事業訪問介護、総合事業通所介護の報酬について、国の定める単価のとおり改定します。(一部加算、減算を別添資料のとおり改定。なお、基本報酬の改定はありません。)

イ 総合事業訪問生活援助の報酬について、訪問介護の生活援助の報酬に準じ改定します。

総合事業訪問生活援助の報酬	(現行)	(改正後)
所用時間20分以上45分未満の場合	183単位	⇒ 181単位
所用時間45分以上の場合	225単位	⇒ 223単位

2 改正後の要綱について

改正後の要綱は地域包括支援課のホームページ(介護予防・日常生活支援総合事業について)に掲載しています。(http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212451/_33745/_38856.html)

3 「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」の改正について

「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」に

【裏面に続く】

についても別添資料の内容に整合するよう改正を予定しています（平成30年10月1日施行予定）。

改正後、要綱を地域包括支援課ホームページに掲載しますのでご確認ください。

4 その他

- (1) 新しいサービスコード表は、地域包括支援課のホームページに掲載しています。
- (2) 姫路市総合事業単位数表マスタ（請求ソフトに取込用の CSV ファイル）は国民健康保険中央会より総合事業サービスマスタが示され次第、地域包括支援課のホームページに掲載します。（10月中旬頃の予定です）
- (3) 平成29年3月21日付でお送りした「姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業について」も改訂し、地域包括支援課のホームページに掲載しています。
- (4) その他、総合事業に関する姫路市からの各種お知らせ・情報提供は、姫路市地域包括支援課のホームページで随時公開します。

お問い合わせ先	姫路市 地域包括支援課 総務担当
	電話 079-221-2853、FAX 079-221-2444